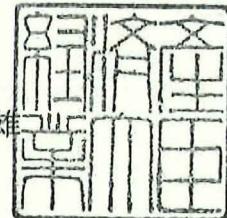


経済産業省

20160422 商第2号
平成28年7月12日

東京電力フュエル&パワー株式会社
代表取締役社長 佐野 敏弘 殿

経済産業大臣 林 幹雄



東京電力フュエル&パワー株式会社「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2
号機建設計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成28年4月22日付けをもって送付のあった、(仮称) 横須賀火力発電所新1・
2号機建設計画計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81
号) 第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べ
る。

1. 総論

- (1) 本事業において新設する発電設備の稼働に伴う環境影響は、公害防止協定等で規定している既設発電設備の稼働に伴う環境影響より減少するものの、既設発電設備が長期計画停止中である現時点の環境影響よりも増加することとなることを踏まえ、今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言も受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民等の関係者の関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法等に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「B A T の参考表【平成 26 年 4 月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」の効率を上回る高効率の発電設備を導入することとしているところ、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その達成状況を毎年度自主的に公表するとともに、その取組内容を検討し、可能な限り、準備書に記載すること

と。

本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

- ③ 環境負荷の大きい石炭火力発電による電力の供給者として、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の遵守が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率（販売電力ベースで99%超）の維持・向上が図られることを前提として、現時点で供給先が未定であることを踏まえ、自主的枠組み参加事業者に電力を供給するよう努め、その旨を準備書において明確にするとともに、自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むことを通じて、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に鑑み、将来の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage；CCS）の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（2）大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされている。また、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下の

十分な配慮を行うこと。

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、煙突の高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元自治体と協議の上、公害防止協定が見直される場合にはそれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ④ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

（3）水環境

事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域とされている。また、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在する、水環境の改善が必要な海域である。これらを踏まえ、本発電設備の稼働に伴い発生する排水による水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

さらに、今後、地元自治体と協議の上、公害防止協定が見直される場合にはそれを遵守すること。

（4）廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、将来にわたり膨大な量となるが、セメ

ント原料等として有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。

